

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 71 回）
2. 日 時	平成 29 年 4 月 28 日（金）10:00～10:30
3. 議 案	1. 新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正に関するパブリック・コメントの募集について 2. その他
4. 主な内容	冒頭、事務局より、新たに参加する委員の紹介が行われた。 1. 新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正に関するパブリック・コメントの募集について 金融庁、日本証券業協会、東京証券取引所が共同で「株式新規上場引受に関する検討会」を設置し、海外の制度も参考にしながら、「株式新規上場時の主幹事証券会社就任のあり方」及び「公的再生支援下にある発行会社の再上場における主幹事証券会社就任のあり方」について検討が行われた結果、去る本年 3 月 30 日、当該検討会の報告書が取りまとめられたところである。 今般、同報告書に示された考え方を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）等の一部改正案につき審議を行った結果、この案にてパブリック・コメントを募集することについて了承され、エクイティ分科会に付議することとされた。 【主な意見】 ・ 第 11 条の 2 の第 2 項において、「関係する発行者に要請しなければならない」と記載があるが、仮に要請を断られた場合、当該案件については引受けができないということによいか。 → 発行者は本協会の会員ではなく協会規則の範疇外であることから、現行の引受規則の他の部分でも証券会社に対して「発行者に要請すること」を求めている箇所があり、御質問の対応については当該対応と同様の考え方である。 → あくまで要請は要請であって、発行者に要請したものの対応いただけなかった場合のその後の対応については各社で判断するということか。 → 字面上はそういう意味になると思われるが、協会としては、各社にて要請した内容が実際に全うされた上で引受けがなされることを期待する。 ・ 「引受審査開始日等」とあるが、実質的に引受審査を最初に行う日から上場申請日までの期間を指すものと理解しているか。 → 御理解のとおりである。 2. その他 特になし 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）